

標記爭議解決後ノ状況左記ノ通り

一、東京首脳部ノ電氣局訪問

東京首脳部熊本利男以下、五名ハ十五日午後六時三十五分ヨリ今九時十分迄電氣局ヲ訪問山下局長以下關係各課長ニ會見爭議解決ニ関スル細目ノ事項ニ付交渉スル所アリタルカ其ノ應答左ノ通

(1) 傭員規程並ニ共済組合規程ノ改正ヲ為ス意圖アリヤ

答、解決条項ニ示ス通りニ削減給又ハ更改給ノ何レノ方法

ニ依ルモ當然他ノ更生計畫ト關聯シテ改正スルノ必要

アルモ共済組合規程ノ改正ハ原案ニテ作成シ選擇ニ関

シテハ從業員代表ノ意ヲ參酌スヘシ

(2) 本爭議ニ關スル解雇者ニ對シテハ退職手當震災手當ノ全額

並ニ整理手當ヲ支給セラレタシ

答、退職手當及震災手當ハ規程ノ範圍ニ於テ考慮スルモ整

理手當ハ支給セス

(3) 電燈課檢針係ノ出勤停止ヲ解除セラレタシ

答、事情調査ノ上一部ノ者ヲ解除シ他ハ其儘トスル

(4) 日給一円ハ十五錢以下ノ更生業通用者(給付規程非通用者)

ニ對シテモニ削減給及更改給ノ選擇ヲ自由ニサレタシ

答、不可能ナリ

(5) 第二次罷業初日ノ公休者ニ對シ日給ヲ支給セラレタシ

答、誠意ヲ以テ考慮スヘシ

(6) 運輸傭員ノ補助手ニ轉勤ノ際ハ技工合棟ノ給料ヲ支給セラ

レタシ

答、技工以外ノ者ニハ不可能ナリ

(7) 復職者ニ對シ共済組合部會員ノ選挙權被選挙權ヲ認メラ

レタシ
答、充分研究スル